

防災おうめ

掲示板用

令和3年4月
No. 217

青梅防火防災協会
青梅消防署

火災多発中！！火の元にご注意を！！

今年に入り火災が16件発生しており、前年比7件増となっています。出火原因で最も多いのが放火、続いて焼却火となっています。引き続き火の元の取り扱いに注意願います。

(令和3年3月24日現在の速報値)

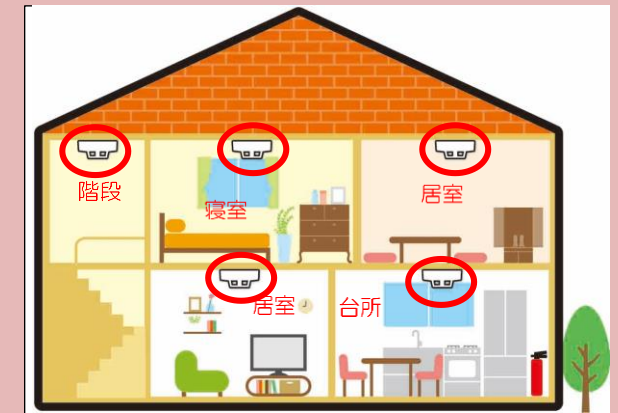
住宅用火災警報器の設置と維持管理

火災予防条例に適合した設置を

東京消防庁管内では、平成16年10月1日から新築の住宅に住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)の設置が義務付けられ、既存の住宅には、平成22年4月1日から設置が義務付けられています。

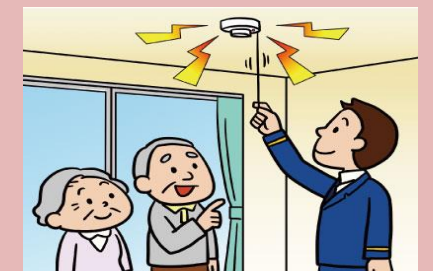
住警器を設置することで、火災を早期に発見し、速やかな通報や消火、避難が可能となり、被害を防止・軽減することができます。

住警器は、全ての居室、台所及び階段に必ず設置しましょう。



～住警器の設置と維持管理のポイント～

- 全ての居室、台所及び階段に必ず設置しましょう。
- 定期的に作動状態の確認や機器本体の清掃をしましょう。
- 設置から10年を経過したものは本体の交換をしましょう。
- 連動型の住警器や屋外警報装置付きの住警器を設置すると、より安心です。



住宅防火10の心得

1 調理中は、**こんろ**から離れないようにしましょう。



6 コンセントの掃除を心掛けましょう。



2 寝たばこは、絶対にやめましょう。



7 住宅用火災警報器を全ての居室・台所・階段に設置し、定期的な作動確認をしましょう。



3 ストープの周りに、物を置かないようにしましょう。



8 寝具類やエプロン・カーテンなどは、防災品にしましょう。



4 家の周りを整理整頓しましょう。



9 万が一に備え、消火器を設置し使い方を覚えましょう。



5ライターやマッチを子供の手の届く場所に置かないようにしましょう。



10 ご近所同士で声をかけあい火の用心に心掛けましょう。



青梅市消防団からお知らせ



青梅市消防団では、消防団員を募集しています。18歳以上の市内に居住または勤務する健康な方なら、どなたでも入団できます。女性消防団員も募集しており、火災を未然に防ぐための火災予防啓発活動などに従事しています。

問い合わせ先 青梅市役所防災課消防係
22-1111 (代表)

防火・防災に関するお問合せ

青梅消防署	青梅市師岡町3-2-5	☎ 0428-22-0119
日向和田出張所	青梅市日向和田2-309-1	☎ 0428-24-0119
長淵出張所	青梅市長淵3-203-3	☎ 0428-21-0119